

平成21年10月16日

株 主 各 位

東京都大田区矢口二丁目5番25号
株式会社稲葉製作所
代表取締役社長 稲 葉 明

第62回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第62回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第62期（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容について報告いたしました。
 2. 第62期（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当につきましては、1株につき8円と決定いたしました。これにより中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき16円となります。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更内容は、次のとおりであります。

- (1) 平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更、および必要となる条数の繰り上げを行いました。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けました。

なお、変更前定款第8条（株券の発行）につきましては、
決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月
5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止す
る定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 株主の皆様のご権利行使に関する手続きを株式取扱規則の
中で定めることを明確にするため、変更前定款第12条の
変更を行いました。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり稲葉 明、稲葉 茂、小島秋光、丹下 孝、
藤田敏郎、多田一志の6氏が選任され、それぞれ就任いたし
ました。

以 上

なお、本総会終了後開催いたしました取締役会において、代表取締役および役
付取締役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長 稲 葉 明
専 務 取 締 役 稲 葉 茂
専 務 取 締 役 小 島 秋 光
常 務 取 締 役 丹 下 孝

第62期期末配当金のお支払について

本総会の決議に基づき、当期の期末配当金は1株につき8円をお支払いいたしま
す。同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店およ
び出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で、払渡期間内（平成21年10月19日か
ら平成21年11月20日まで）にお受取りください。

配当金領収証払いの方には、確定申告に必要な資料を本年12月下旬にお届出ご
住所あてにお送り申しあげる予定でございます。

また、配当金の振込先をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当
金のお振込先について」を同封いたしましたので、ご確認くださいませよう願
い申し上げます（株式数比例配分方式を選択された場合のお振込先につきましては
は、お取引の口座管理機関（証券会社等）へお問い合わせください。）。なお、
同封しております「配当金計算書」は確定申告を行う際の添付資料としてご使用
いただけますので、お手元に保管ください。

以 上